

令和3年稲敷市農業委員会第9回総会

[9月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)
日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 墳本典勇君 | 11番 | 山下恭一君 |
| 2番 | 山口幸一君 | 12番 | 野口克行君 |
| 3番 | 横田悌次君 | 13番 | 山口和彦君 |
| 4番 | 遠藤一行君 | 14番 | 篠崎惣壽君 |
| 5番 | 村山文雄君 | 15番 | 関口邦子君 |
| 6番 | 木内昌秀君 | 16番 | 高須一郎君 |
| 7番 | 吉田武君 | 17番 | 篠崎文夫君 |
| 8番 | 内田和新君 | 18番 | 川島昇君 |

9番 宮本信夫君 19番 根本脩君
10番 黒田和夫君

欠席委員
なし

出席説明員

| | |
|-------------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 根本大君 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 谷部義也君 |
| 農業委員会事務局係長 | 田中孝男君 |
| 農業委員会事務局主幹 | 平沢心平君 |

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和3年9月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきました。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は15番関口邦子委員、16番高須一郎委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

1件でございます。11筆、23,319㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページ・3ページの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書4ページの2件でございます。いずれも、双方からの合意解約によるものでありますが、受理番号2番につきましては、圏央道4車線化事業に協力する為のものとなっております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹(平沢心平君) 5ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」

売買による所有権移転6件, 贈与による所有権移転1件, 競売による所有権移転1件でございます。

受理番号1番 下根本字須賀 田1筆, 3, 048㎡についてでございますが, 受人が耕作地を取得するため, 買い受けるものでございます。

受理番号2番 角崎字角崎 外4地区, 田9筆, 畑1筆, 20, 131㎡でございますが, 受人が経営規模拡大のため, 買い受けるものでございます。なお, 龍ヶ崎市及び河内町発行の耕作証明書が添付されており, 受人が101アールの農業経営をしていることを確認しております。

受理番号3番 伊佐部字伊佐部 田1筆, 4, 157㎡でございますが, 受人が経営規模拡大のため, 受贈するものでございます。

受理番号4番 結佐字下結佐 外1地区, 田5筆, 10, 979㎡

受理番号5番 中島字上之内 外6地区, 田16筆, 畑1筆, 19, 454㎡

受理番号6番 阿波崎字阿波崎 田2筆, 233㎡

受理番号7番 幸田字立波 畑1筆, 152㎡

についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, それぞれ受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番については, 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には6月総会において買受適格証明書を交付しておりますので, 農地法第3条の許可要件は満たしております。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番(山口幸一君) 2番山口です。受理番号1番について報告いたします。

9月6日に沼崎推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター1台, 耕運機1台, コンバイン1台, 乾燥機1台, トラック2台を所有しております。農業従事日数は150日, 経営面積は197アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違

いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。受理番号2番について報告いたします。

9月8日に古澤推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農業従事日数は210日、経営面積は100アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号3番について報告いたします。

9月8日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有し、コンバインと乾燥機につきましては兄と共同利用しております。農業従事日数は240日、経営面積は213アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

受理番号4番から7番までは、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、受理番号8番については、競売による所有権移転のため、いずれも調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 8ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付」について

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う不動産競売に対する買受適格証明書の交付1件でございます。

受理番号1番については、申請人が経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

調査結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続き、調査委員の調査報告をお願いいたします。

山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号1番について報告いたします。

9月6日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農業従事日数は150日、経営面積は197アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 清水字前浦 外2地区 田12筆、9,617㎡で、一筆登記地目が原野となってお

りますが、農地基本台帳に記載されており、現況田となっております。農地区分については、土地改良区域内で農用地区域内の農地と10ヘクタール以上の広がりがある農地の第1種農地の2つの区分内にある農地と判断しました。申請人は、つくば市に工事事務所を有し、高速道路の建設等の事業を営む法人で、この度、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業に伴い、一時的な工事用道路及び土や資材の仮置き場などの工事用地が必要になり、申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。雨水については、敷地内浸透処理および土地改良区管理の排水路への放流計画であり、土地改良区からの施設使用同意を得るなど、他法令との協議も了しております。一時転用期間は、令和6年11月30日までの3年間、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表も提出されております。なお、申請地は農地区分が農用地区域内及び1種農地と区分されておりますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

受理番号2番 上根本字房平 畑1筆、996㎡で転用目的は太陽光発電、540ワットパネル168枚設置。

受理番号3番 羽生字宅地添 田1筆、2,618㎡で転用目的は太陽光発電、380ワットパネル296枚設置。

受理番号4番 中山字立山下 外1地区 畑2筆、884㎡で転用目的は太陽光発電、370ワットパネル213枚設置。

受理番号5番 中山字長畑 畑1筆、1,366㎡で転用目的は太陽光発電、395ワットパネル268枚設置。

受理番号6番 江戸崎字狸崎 畑1筆、1,228㎡で転用目的は太陽光発電、345ワットパネル288枚設置。

なお、受理番号2番から6番については、周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議または事業者との売電契約等を了しております。

受理番号7番 蒲ヶ山字下坪 畑1筆、862㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請者は太陽光発電施設を設置する法人で太陽光発電施設工事のための進入路として一時的に利用するものであります。一時転用期間は、令和4年2月28日、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表も提出されております。

受理番号8番 伊佐部字伊佐部 畑1筆、508㎡、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在、アパートにて生活をしておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、2階建、67.90㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道に放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしました。農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号1番について、去る8日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号2番について、去る8日、野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。受理番号3番について去る8日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番5番について遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号4番5番について去る8日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番7番について村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号6番7番について去る8日、清原推進委員、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果、受理番号6番については太陽光発電施設用地、受理番号7番については、一時的に太陽光発電事業用地への工事用進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号8番について去る8日、鳥羽推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、墳本委員。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。

地目が原野でも現況が田であれば現況で判断し審査対象となるのですか。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 登記地目が農地以外の場合であっても、農地基本台帳に耕作している田、畑として現況が登録されている土地に関しては、農地法の取り扱いとなります。今回は、登記地目が原野ですが、農地基本台帳に田として登録がされておりますので、農地法の手続きが必要な土地となります。

○議長（根本 脩君） よろしいですか。

○1番（墳本典勇君） はい。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。はい、どうぞ。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。

受理番号1番について期間が3年ありますが、農耕車優先を事業主に周知していただきたい。農作業に支障があってはまずいと思いますので。私の意見ですが。以上です。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 申請時にもそのような対応をしていただく事について説明はしています。今後も説明していきたいと思っております。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 12ページをお願いします。

議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付」について
登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番 寺内字鶴井 畑1筆, 746㎡

受理番号2番 月出里字神社下 田1筆, 1,408㎡

受理番号3番 佐倉字花立 田1筆, 774㎡についてですが、それぞれ耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号4番 四ツ谷字上割 畑1筆, 311㎡についてですが、35年前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成元年10月9日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号5番 江戸崎字荒匂 畑1筆, 33㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号6番 江戸崎字道城沖 田1筆, 248㎡についてですが、昭和48年より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号1番について、去る8日、遠藤委員と推進委員の松田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号2番について、去る8日、村山委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。受理番号3番について、去る8日、山下委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号4番について、去る8日、根本委員と推進委員の郡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番6番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号5番6番について、去る8日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、どうぞ。

○1番（墳本典勇君） 非農地と判断されると、農地基本台帳から自動的に削除されるのか。それとも、所有者が申請しなければならないのか。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 非農地証明が交付された土地につきましては、農地基本台帳では非農地の扱いとなります。登記地目につきましては、法務局の判断になりますので、一概にはお答えできませんが、農地基本台帳では非農地の扱いとなります。

○1番（墳本典勇君） 農業委員会の審査対象から外れるということですか。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 審査対象からも外れますし、農地基本台帳上の農地面積からも除外されます。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 13ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、再設定のみ、5件、14筆、30,548㎡の利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。なお、受理番号2番3番につきましては、使用貸借権の設定になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 14ページをお願いします。

議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、3件、6筆、6,254㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(谷部義也君) 15ページをお願いします。

議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。今回は、新規配分3件、6筆、6,254㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時43分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

15番委員 関 口 邦 子

16番委員 高 須 一 郎